市・県民税特別徴収の手引

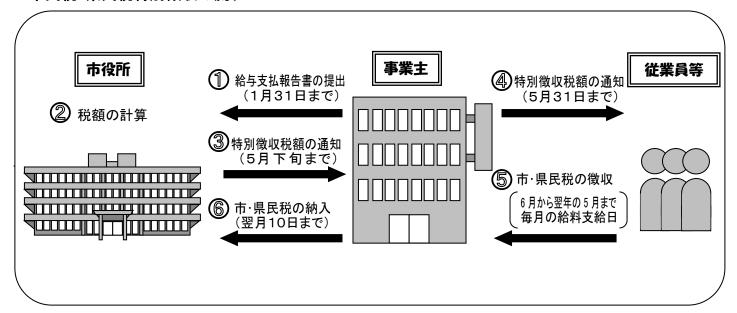
日ごろ、当市税業務に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。 本書をご一読いただき、市・県民税の特別徴収事務を進めていただきますようお願いいたします。

市・県民税特別徴収による納税のしくみ

市・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主(給与支払者)が、毎月の給与を支払う際に給与所得者(従業員等)の市・県民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

地方税法等により事業主には、特別徴収する義務があります。(地方税法第321条の4及び村上市税条例34条)

≪市民税・県民税特別徴収の流れ≫



従業員の方が退職・転勤等されたときは、「給与所得者異動届出書」の提出をお忘れなく

〒958-8501

新潟県村上市三之町1番1号村上市役所税務課市民税係TEL:0254-53-2111【代表】

0254-75-8928【直通】



もくじ

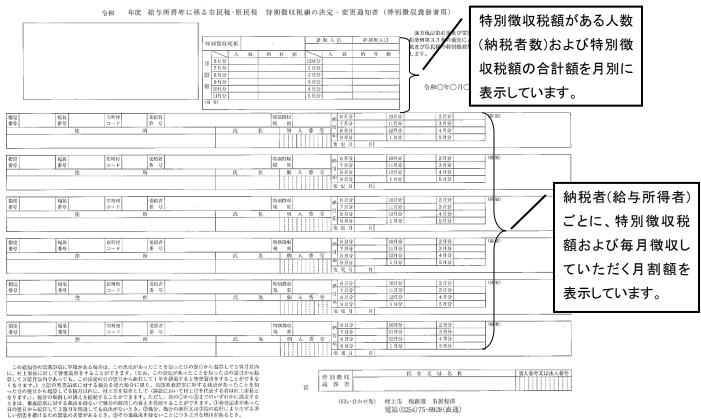
1. 特別	徴収税	額の通	知 …				 •	3
2. 市·県	県民税の	給与	天引き				 	4
3. 税額	の納入						 	4
4. 特別	徴収税	額に変	更があった	た場合			 	6
5. 必要	な届出	につい	₹				 	7
6. 退職	手当等	に対す	る市・県民	民税の特別	別徴収に	こついて	 	8
	通知書	样式					 	16
7. 指定		148.24						
7. 指定								
特別領	数収 (Q& A						
特別省	数収(は~すで	Q&A 到こ退職		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	が届いた	場合~・・	 	11
特別省 退職 新規 	数収(t ~すで i追加	Q&A ごに退職 〜新た!	した人の決	を 定通知書 される方か	が届いた	場合~・・	 	11 12
特別省 退職 新規 中途 	数収(き ~ すで 追加 退職	Q&A ごこ退職 〜新た! 〜残りの	した人の決	を 定 記 定 通 知 書 される方か 人 が納める	が届いた いる場合 な場合~・	場合~・・	 	11 12 13

1. 特別徴収税額の通知(5月31日まで)(市役所⇒事業主⇒従業員)

特別徴収税額および毎月徴収する月割額等を、市役所から「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特 別徴収義務者用)」および「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」により5月下旬までに 通知します。(給与支払報告書の提出が期限後になった場合などについては、遅れる場合があります。)

「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」は5月31日までに従業員 (納税者)にお渡しく ださい。

【事業主あて通知書(茶色)】



【従業員(納税者)あて通知書(青色)】

こちらの通知書は、従業員の税額通知です。個人情報の記載がありますので、 従業員ごとに切り離して、そのまま開封せずに従業員の方にお渡しください。

税額の計算方法等については、この通知 書の裏面に記載してあります。

ご不明な点は、村上市役所税務課まで お問い合わせください。

※個人情報の保護の為、お電話では返答できない 内容もあります。あらかじめご了承ください。



問い合わせ先 村上市 税務課市民税係 電話(0254)75-8928(直通)

※ 市民税·県民税特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された指定番号は、各事業者固有の番号となります。 市に対して、特別徴収についての照会、連絡をする際には、この番号をお聞かせください。また、届け出をする際 には、忘れずに指定番号の記載をお願いいたします。

2. 市·県民税の給与天引き(6月から翌年の5月まで 毎月の給与支給日) 【従業員⇒事業主】

6月から翌年5月まで、通知書に記載されている月割額を毎月の給与支払い時に各従業員(納税者)から徴収してください。

3. 税額の納入(翌月10日まで)(事業主⇒市役所)

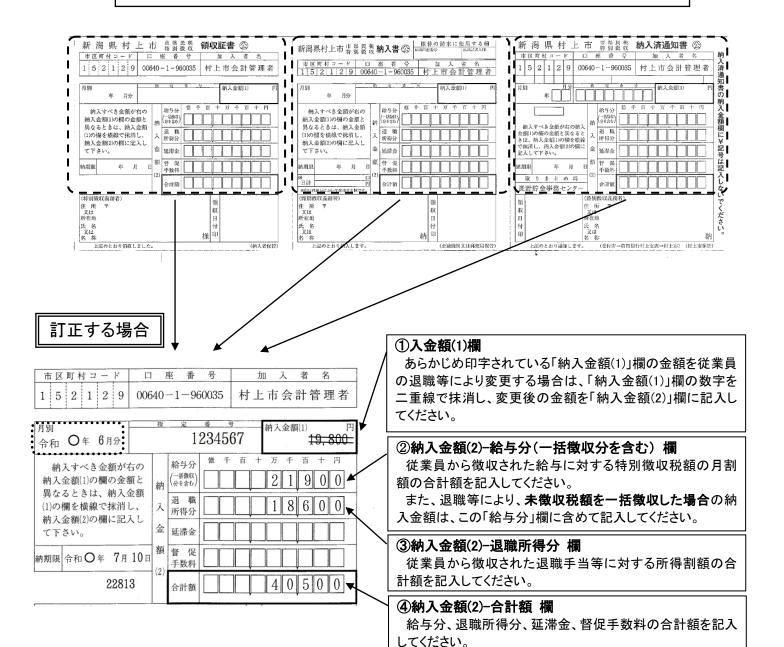
◆ 納入方法

「新潟県村上市 市県民税特別徴収納入書」に必要事項を記入のうえ、徴収した月の翌月10日までに次の金融機関等の窓口で納入してください。納入書は6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入される際には、それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。

なお、退職所得分の特別徴収税額は「退職所得分」欄に記入の上、納入してください。

年の途中で退職、転勤等により毎月の納入金額に変更があった場合、納入書は再送いたしませんので、納入金額を訂正してご使用ください

(訂正の方法は、納入書の裏面にも記載してあります。)



納入場所

村上市役所内の銀行派出所、村上市役所各支所(荒川・神林・朝日・山北)、上海府連絡所

第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、村上信用金庫、新潟県労働金庫、新潟縣信用組合、にいがた岩船 農業協同組合、かみはやし農業協同組合、新潟県信用漁業協同組合連合会の本店又は各支店

新潟県及び長野県内のゆうちょ銀行または郵便局

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入の場合、「指定通知書」が必要となります。

≪市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書について≫

ゆうちょ銀行または郵便局で、村上市の市県民税特別徴収納入書を使用して納入いただく際に、窓口で「市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書」を求められる場合があります。

16ページに「指定通知書」の様式を掲載しておりますので、必要に応じてコピーしてお使いください。

また、村上市ホームページからも様式をダウンロードいただけます。

◆ 納期の特例について

従業員(給与の支払いを受ける人)が常時10人未満の事業所で「特別徴収税額の特例に関する申請書」を市に提出し、市長の承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

納期の特例についての問い合わせ、申請書の提出等については、村上市役所 税務課 市民税係までご連絡 ください。

◆ 納期限後の納入に係る督促手数料および延滞金

事業主(特別徴収義務者)が納期限までにその徴収額を納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくことになりますので、期日内に必ず納入してください。

各納期限までに納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて、税額(※1)に 年 14.6%(※2)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

なお、「納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで」の延滞金は特例基準割合(※3)に年 1%を加算、「1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで」の延滞金は特例基準割合に年 7.3%を加算した割合が適用されることになります。

また、督促状に係る手数料は、村上市市税条例にもとづき1通につき 100 円となります。

- ※1 税額に 1,000 円未満の端数があるとき、またはその税額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。
- ※2「納期限の翌日から2か月を経過する日まで」の延滞金は延滞金特例基準割合(※3)に年1%を加算した割合 (令和5年は2.4%)、「納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日から納入の日まで」の延滞金は、延滞金 特例基準割合に年7.3%を加算した割合(令和5年は8.7%)が適用されることになります。
- ※3 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前前年 9 月から前年 8 月における平均に1%を加算した割合のことです。

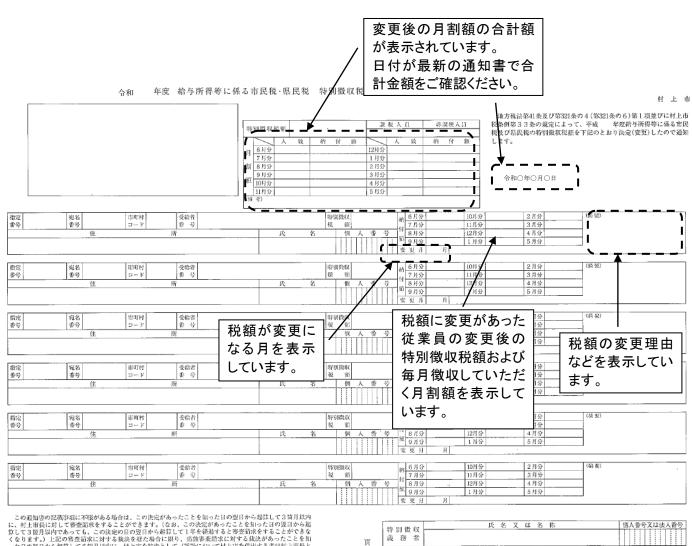


4. 特別徴収税額に変更があった場合【市役所⇒事業主⇒従業員】

特別徴収税額を通知した後に、異動(退職・休職・転勤など)があった場合または特別徴収税額等の課税内容に変 更が生じた場合には、市役所から「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」および「市民 税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」をお送りしますので、「市民税・県民税特別徴収税額の変 更通知書(納税義務者用)」を開封せずに従業員(納税者)にお渡しいただくとともに、変更月以後については、変更 通知書に記載された、変更後の月割額を徴収し納入してください。

≪注意点≫

- 「一括徴収」・「転勤」・「普通徴収切替」の方の変更通知書(納税義務者用)は送付しておりません。
- 月割額が変更になっていますので、「市県民税特別徴収納入書」の納入金額を訂正して納入してください。
- 変更通知書(特別徴収義務者用)には、変更のあった従業員の氏名、住所、税額のみ記載されています。
- 従業員が申告等をしたことにより、税額が減少して還付金が発生する場合は、従業員本人と手続きを進めさ せていただきます。事業所を経由して還付する必要がある場合は、ご連絡ください。



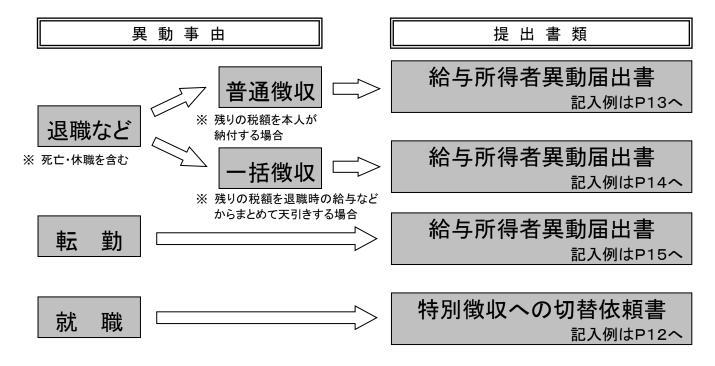
5. 必要な届出について【事業主⇒市役所】

事業所の名称変更・住所移転等があったときや従業員等が異動(退職・死亡・転勤・休職)し給与の支払いを受けなくなったときは、異動届出書等を村上市役所 税務課までご提出ください。平成29年1月1日以後の異動に関わる届出には、給与支払者の個人番号(マイナンバー)又は法人番号、また給与所得者の個人番号の記載が義務となりました。

●従業員に異動があった場合、その月の翌月以降の月割額は、従業員の方がご自分で納付する方法(普通徴収)に切り替えるか、転勤先の事業所で引き続き特別徴収をするか、または未徴収税額を一括徴収するかのいずれかの方法により納入いただくこととなります。

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税者(従業員)に係る特別徴収義務が継続したままとなり、納税者本人への納税通知書の送付が遅れたり、事業主様には督促状等が送付されたりすることがありますので、必ず早めの提出をお願いします。

異動(退職・死亡・転勤・休職)があった場合は翌月5日まで(必着)に 異動届出書を必ず送付してください。



◆ 退職者等の一括徴収について

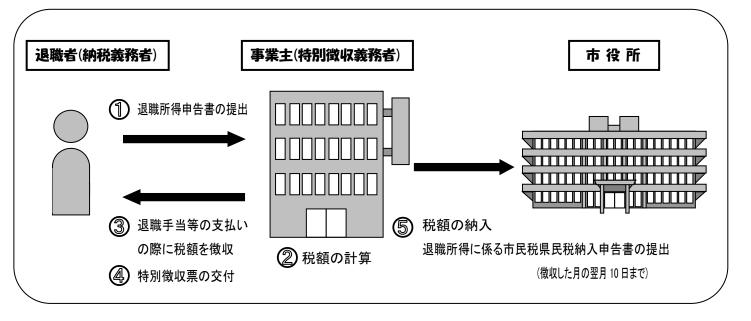
- 退職等の日が6月1日から12月31日までの場合 退職等をした従業員から一括徴収の申し出がある場合は、残りの税額をまとめて徴収してください。
- 退職等の日が翌年1月1日から翌年4月30日までの場合 退職等をした従業員から一括徴収の申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。 ただし、5月31日までに支払われる給与や退職手当等の額が残りの税額に足りない場合などは、この限り ではありません。

6. "退職手当等に対する市・県民税"の特別徴収について

退職所得(退職手当等)に対する市民税・県民税の所得割(分離課税)については、所得税と同様に、他の所得と 区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、 市町村に納入することとされています。

その場合は、「市県民税特別徴収納入書」の表面「退職所得分」欄に、退職手当等から差し引いた税額を記入して、納入ください。併せて、「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」に必要事項を記入し、村上市役所 税務課 市民税係へ 提出してください。(用紙は、同封の市民税・県民税特別徴収の関係書類綴に綴じられています。)

≪"退職手当等に対する市民税・県民税"の特別徴収の流れ≫



◆ 「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」の提出方法変更について

平成28年1月1日からマイナンバー制度が始まったことにより、退職所得等に係る市民税県民税納入申告書の提出方法が変更になりました。変更前は、市県民税特別徴収納入書(振込用紙)裏面に源泉徴収した市県民税の金額などを記入いただいていましたが、平成28年1月1日以降に支払った退職手当等から市県民税を徴収した場合は、市民税・県民税特別徴収の関係書類綴に綴じられている納入申告書に記入いただき、直接、村上市役所税務課市民税係に提出いただくこととなります。

◆ 村上市に対して"退職手当等に対する市民税・県民税"を納めなければならない人

退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在、村上市にお住まいの方が納税義務者となります。

ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は除かれます。

※ 死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税の課税対象となるため、市・県民税は課税されません。

◆ 退職手当等の支払いを受ける人の申告

退職手当等の支払いを受ける人は、「退職所得申告書」(※)を、退職手当を支払う事業主(特別徴収義務者)を経由して、村上市に提出することになっていますが、この申告書は、事業主が受理したときに村上市に提出したとみなされるため、申告書は事業主の手元に保管してください。

また、退職手当等に係る市・県民税の所得割額は、この退職所得申告書をもとにして計算してください。

※所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式です。

◆ 税額の計算

① 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

- ※1 ただし、役員等としての勤続年数が5年以下の人へ、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を 支払う場合は、上記計算式の × 1/2 の措置はありません。
- ※2 役員等以外としての勤続年数が5年以下の人へ支払われる短期退職手当等のうち、退職金の額から退職所 得控除額を差し引いて300万円を超える部分については、上記計算式の× 1/2 の措置はありません。

②退職所得控除の計算

勤続年数に応じて、次の算式によって計算します。

勤続年数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20 30 30 30	(80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- ※ 在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記により計算した 控除額に100万円が加算されます。
 - ③税額の算出方法

次の算式によって計算します。

退職所得の金額 (1,000円未満の端数切捨て)
 税
 率

 市民税
 県民税

 6%
 4%

特別徴収すべき税額 市 民 税 額 県 民 税 額 (100円未満切捨て) (100円未満切捨て)

※ 平成25年1月1日以降支払われる退職手当等については10%の税額控除が廃止されました。

◆ 税額の計算例

勤続年数(※)32 年で 18,649,732 円の退職手当等を受けた場合

- ※ 退職手当等を計算するときに基礎とした年数ではなく、実際の勤続年数となります。 なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げて計算してください。
- 退職所得控除額

8,000,000 円 + 700,000 円 × (32 年 - 20 年) = 16,400,000 円

● 退職所得の金額

(18,649,732 円 - 16,400,000 円) × 1/2 = 1,124,866 円 → 1,124,000 円 <math>(1,000 円 未満端数切捨て)

● 特別徴収すべき税額

市民税額 1,124,000 円 × 6% = 67,440 円 → 67,400 円

県民税額 1,124,000 円 × 4% = 44,960 円 → 44,900 円

特別徴収すべき税額 67,400 円 + 44,900 円 = 112,300 円

◆ 特別徴収票

特別徴収票はその年に支払いの確定した退職手当等について、その支払いを受ける人ごとに2部作成し、退職後1ヵ月以内に1部を市町村に提出し、他の1部を退職手当等の支払いを受ける人に交付してください。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出または交付が省略されています。

- (1) 税額の計算をした結果、特別徴収すべき税額がないときは特別徴収票の交付は必要ありません。
- ② 法人の取締役、監査役、理事、監事、精算人、相談役もしくは顧問、その他の役員以外の受給者の特別 徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村に提出する必要はありません。

なお、特別徴収票は退職所得の源泉徴収票と同一用紙となっており、用紙は税務署で交付されています。

◆ 納入の手続き

退職手当等を支払う事業主様は、「新潟県村上市 市県民税特別徴収納入書」の表面「退職所得分」欄に、特別徴収した退職手当等に対する市民税・県民税の税額を記入していただき、徴収した月の翌月10日までにその月の給与分とまとめて金融機関等で納入してください。

また、併せて、市民税・県民税特別徴収の関係書類綴に綴じられている「**退職所得に係る市民税・県民税納** 入申告書」に必要事項を記入いただき、村上市役所税務課までご提出ください。

市県民税特別徴収納入書

新潟県村上市 市界 民税 納入書 ② 市区町村コード П 趣 1 5 2 1 2 9 00640-1-960035 村上市会計管理者 納入金額(1) 令和 ○ 年 4 月分 1234567 15,300 给与分 納入すべき金額が右の (一括配位) 分を含む) 納入金額(1)の棚の金額と 異なるときは、納入金額 退墜 (1)の欄を横線で抹消し、 所得分 納入金額(2)の欄に記入し 金 て下さい。 延滞金 額 督 納測限令和 ○年 5 月10 日 手数料 (2)127600 相阻 合計額 項自は発便局において使得する何です。 (特別微収義務者) 住 所 〒 958-0000 缩 収 新潟県村上市 所在地 Ħ ○町○番○号 氏 名 又は 名 付 村上商事 株式会社 納 (金融機関又は郵便局保管) 上記のとおり納入します。 退職所得に対する市・県民税は この欄に記入してください。

市民税県民税納入申告書

						退	職	所	导(;	二保	る	市.	天 秒	娯	民	锐糾	八	申台	告書	-				
	村	上	市	長																				
				年		月		日		提品	H			Γ			年		月	分	人	頁		
	退	職	手	当	等	支	払	金	額						+	*	Ŧ	ñ	+	25	Ť	B	+	
	特	別	徴	収		Γ			市	民	税	Т		T										
	税			額		Г			県	民	税			T	Т									
特別敞収義務者	5	際収録	(居見	f() 地	₹													8			受	付	ED)	
"		法。	人者	号	又	は作	引人	番	号			Π	Т	T										

◎退職金支払明細

退職した年の1月1日の住所						追
氏 名						
勤続年数		年	退職金額		円	
特別徴収税額	市民税		円	県 民 税	FI	合
退職した年の1月1日の住所						
氏 名						道・
勤続年数		年	退職金額		H	
特別徴収税額	市民税		Ħ	県民税	Ħ	4
退職した年の1月1日の住所		•				Į,
氏 名						道
勤続年数		年	退職金額		Ħ	
特別徵収税額	市民税		円	県民 税	FI	4

提出先 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号 村上市役所 税務課 市民税係



FRIENCE & A

① 退職 ~すでに退職した人の決定通知書が届いた場合~

Q1 5月に特別徴収税額の決定通知書が届きましたが、従業員が4月に退職したため、6月からの特別徴収ができなくなりました。どうしたらよいですか?

A1 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、早急に市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)なお、退職等のため配布できない従業員あての通知書(青色)については、異動届出書に添えてご返送ください。

記入例

如注意		析	5 子文 A3		に係	る絹	合与所	行得者	星重	协届出	書								
4 321	(◎異動があ	った場合に	は、す	みやかり	こ提品	出してく	ださい。					年度		現年度		新年度	3. 商年	華度
一月一日かぶ 一月一日かぶり 一月一日かぶり 一月一日かぶり 一月一日かぶり 一月一日か			村上市長殿	給等別数	所在	地	₹ 958-	-0000 新潟県村上市三之町〇番〇号							被収税務省 第一号		1234		
と称を ペ			43.上中2000	支収	フリカ	ナ			ξÿa		シキカ イシャ			担巡	所属	ļ	経理		
四内受望ント	邻	1 〇年 4 .	月 15 日提出	20	氏名又は		12-141								氏名	1 0	神林 254-53-2	花子	\dashv
データは、 インな物で まとっ物で				省	個人者 又は法人	号 番号	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1 1 1	個人番号の記載に 左端を空襲とした	に当たってで は基めて記さ	者先	電話		:54-55-	内線(1	123)
で記た別記		フリガナ		<u>7世년</u> 1日	<u>アユミ</u> 鮎美			(7")		(1)	(%)	異動				1	黑新维	その未行	* 177
の人名が、役の	給	氏 名 生年月日	平成			月	15 B	特別微収税 (年税額)	Ą	微収済額	未徴収税額	年月日	1	足動の	事由			後収り	
間に退戦した。新しいは、新しいは、新しいは、こととも、こととも、こととも、ことをは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	与	(個人番号	1 1 1	2 2		1:	2 2 2		+							_			
の間に退職した者に未敬か で入するとともに、「1・60 で収録が発におい 類な収録額知者に記載され 載してください。	所	受給者番号	212121	نئلت	-1 -1 -	12:	- - -		1	6 月まで	4 月まで	年	1	1. 選 2. 転 3. 休	\$ - 5	職勤欠亡	2 1.	特別做年	収継続
に 発記 未 1 に 数	得	1月1日	#d F =	<u>+</u> + 2		317 	1	72,000		3 月まで	5 月まで	4 月	4. 死 5. 支 6. 合		定期	数から 2. 数分を 2.	一 括	微収	
微いなれ 収容がた	省	現在の住所	4111			再刊								6. 合 7. そ	OF - #	他		昔 酒	微収
状似似がある場合は、 で特別徴収の総統を とて特別徴収の総統を た宛名番号を記載し		異職後の 住 所		<u></u>	〕上			1	9	四		1 8		(Prot - Phi		J		(*人)	e er
あ雑微賞 る続収のを	1.	特別微収離	流の場合	_					:	: :]	7 1 1	T : :		新しい	勤務先へ	は、月割	额		円を
合場機能 は合統制	新	特別微収	野 号				新規		Tax	لللم			Ц		月分 ઉ	翌月10日	1納入期限	分) から	
_## T	新しい鋤粉先	所在	地					担当者連絡先	所屬氏名				_	徴収し	、納入する	5よう連	絡済みです	5.	
投資を	粉先	プリガ						連絡	名				_	受給者			26		
安田場い。 る項合		氏名又は	名称						電話	<u> </u>		内線()	納入者の (原動場合	凝し	蘇	1.4	必要 2.	不要
こをに と記は、 がお	2.	一括微収の	第合							29	収予定月日	(上記)	又予定额	ā	左記の	一括微	収した税制	は、	
競じ 粉で異	理		異動が令和異動が令和												4	月分	(翌月10E	納入期間	扮)で
付く動けた後	曲	#5 2 #98 #X	. 多 经现场分别	→平 L /	H I HYM	F C . 1	4WINDAX O	性をいり中氏か	441	4	月 25日	1	2,000) H	納入し	/ます。			
れい未てる機	3.	普通徴収の				_			_				一美						
い数	理	1 2	異勤が令和会和 年51							が未徴収料	額(ウ)以下で	であるため	※市区町村紀入韓						l
括徴収することが義務付けられています。 に必要等項を記載してください。 では、「異動後の未復収税額の徴ください。	由	freef.	. 死亡による										뜣						

≪市役所から送付するもの≫

【事業主あて】

● 市民税・県民税の決定通知書(事業主用)差し替え分

【個人あて】

- 市民税・県民税の決定通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

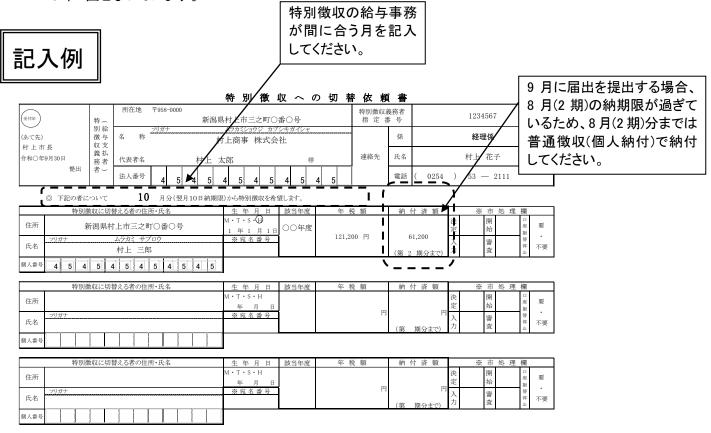
FINE CO.

② 新規追加 ~新たに特別徴収される方がいる場合~

Q2 今年の9月に入社した従業員の市・県民税も10月から特別徴収したいのですが、どうすればよいですか?

A2 普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。 ≪注意点≫

- 普通徴収(個人納付)の納期限(※)が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができないため、ご本人に納付していただくこととなります。
- 前年中の所得がない場合は、翌年度の市・県民税が課税されないため、特別徴収に切り替えることができません。
- ※ 村上市の市·県民税 普通徴収(個人納付)の納期限は、6月(1期)・8月(2期)・10月(3期)・1月(4期)の末日の年4回となっています。



注)・納期の経過した普通徴収税額につきましては、特別徴収できませんのでご注意ください。

≪市役所から送付するもの≫

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(個人用) ⇒ 従業員にお渡しください。
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

[・]二重納付防止のため、切替対象者あてに送付済みの普通徴収の納付書(特徴切替対象分)は、破棄していただくか、またはこの依頼書に同封してください。

FRIENCE & A

③ 中途退職 ~残りの税額を個人が納める場合~

Q3 従業員が11月に退職しました。11月までは特別徴収しましたが、12月から特別徴収できなくなりますので、残りの税額を納税者本人が納付する方法(普通徴収)に切り替えたいのですが・・・。

A3「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。 (記入例は下図を参照してください。)なお、残りの税額は、退職された従業員あてに納税通知書が送付され、直接納税していただくことになりますので、退職時に納税者へご説明いただきますようお願いいたします。

記入例

如注意		有	5 子文仏		10 4325	5 养	合与所	行得者	異	動届出	書							
4 321	(◎異動があ	った場合に	は、す	みやかに	提出	出してく	ださい。					年度	0	現年度	2. i	新年度 3	. 両年度
一月一日から 「宛名番号」 「宛名番号」			村上市長殿	給等別徵	所在	地	₹ 958-	,		舄県村上		[〇番〇	号	特別後指 定	収穀務省 番 号		123456 2222222	.2
222001	令和	7 〇年12	月 25 日提出	支製	フリガラ						シキガイシャ 式会社	担選			所属 氏名	名 神林 花子		
三丁をはは				払務者	個人番号 又は法人	号 番号	1 1 1	1 1 :	1 1	1 1 1	1 1 1	個人番号の記載に 左端を空襲とした			電話	新 0254-53-2111 内線(12		
日までいた。		フリガナ 氏 名	- · · · · · · · · · · · ·	7兆 月日	アユミ 鮎美			(7")		(4)	(ウ)	異動					異動後の	未微収
までの間に退職した者に未徴収されたするとともに、「一、特にの別徴収税額通知者に記載されたで記載してください。	給	生年月日	平成				15 в	特別微収税額 (年税額)		微収済額	未徴収税額 (ア)ー(イ)	年月日	, A	動の事目			収方法	
遊という をし知さ	与	個人番号	2 2 2	2 2	2 2 2	2 2	2 2 2	 	\dashv		10 may			1. 選		職		1 徴収継続
たに効能い。 者、務認	所	受給者番号						83,000		6 月まで			100	A 250	職・長	준니노	3	# 24 W
未徴収税 収収税 税割 税割 税割 税割	得省	1月1日 現在の住所	村上	市岩	沢00	番垣	也	83,000		11 月まで	5 月まで	11 я	が記入	5. 支担 6. 合 7. そ	少額・不 併 - 解 の	定期	106 2. 一 以 3. 普	遊微収
収税制がある場合は、一特別徴収継続の場合」調料別徴収継続の場合」調料が収め継続を受ける場合を記載して	718	異職後の 住 所			司上]	円	41,600 円	41,400 円	30日	Caron series		נ"	以 ()		
を経復者 る続収者	1.	特別微収離	統の場合			=			_					新しい	助務先へ	は、月割核	#	円を
場のの記 合場総数 は合統数	Mi	特別微収					新規	人番号	Ļ				Щ		月分(巻	月10日	納入期限分):	<i>b</i> 5
一種名く	新しい勤務先	所在						4500	担当着座路先	所属 氏名			_L	徴収し	納入する	よう連絡	絡済みです。	
投資を	粉先	フリカ ・ 氏名又は							盛路	名				受給者の			. > mt	0 770
す事場で	_	2442							先!	話		内線()[(有人者の 種の場合の	_	籔		2. 不要
と記は、が戦	2.		場合異動が令和	here	月31日まで	_	###OU	m384 _ 4	45.10	微	収予定月日	(上記 (好定額 ウ) と	तक्ष	左記の	-	てした税額は、	BORGAN WE
税が で異 付く駒	在由		異動が令和							,			,,, ,,,		納入し	1	(翌月10日納)	CMIREST) C
けだ後 らさの わいま	_		m A			_					月日		1861	F	40,70	470		
括微収することが義務付けられています。 活と必要す項を記載してください。 では、「異動後の未復収利額の復	3.理由		異勤が令和・令和 年5	月31日	までに支払れ	-				額が未徴収税	額 (ウ) 以下で	であるため	※市区町村記入墓					
微		おから 高りを 3	. 死亡による	母職で	めるため								線					

≪市役所から送付するもの≫

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【個人あて】

- ・市民税・県民税の決定(変更)通知書(個人用)
- 納付書(本人が口座振替を申し込んでいない場合)

FRIENCE Q&A

4 中途退職 ~残りの税額を退職時の給与でまとめて天引きする場合~

Q4 従業員が2月に退職しました。2月まで特別徴収し、3月以降の税額については一括徴収の申し出がありました。その場合の手続きはどうなりますか?

A4 3月以降の税額については、給与または退職手当等を支払われる際に一括して徴収していただき、他の在職者の月割額と合計して納入してください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」には、一括徴収した税額を何月分で納入するか等必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)

※ 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、残りの税額をまとめて徴収してください。

記入例	一括徴収した場合は
· 塑注意	総与支払報告 特別 徴収に係る給与所得者異動届出書
4 一月 日から四月三 4 一月 日から四月三 4 一月 日から四月三	●異動があった場合は、すみやかに提出してください。 年 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度 1 日本 1 日
月月一日から四月三十日までの間に逃襲した者に未徴収校販がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。 方法二 側の特内に、コーと配入するとともは、「は特別徴収益の場合」機に必要等項を配置してください。 現の書言との機には、「異勝後の未徴災利額の機 規のポールベン又はベンで配載してください。	本部 図人教授 1 1 1 1 1 1 1 1 1
がある場合は、一括微収する場合は、一括微収する場合は、一括微収する場合は、一括微収する。	1. 特別徴収離減の場合 新規 法人番号 新規 法人番号 新しい勤務先へは、月割額 円を 新規 改 番号 月分 (翌月10日納入期限分) から 指度 で収し、納入するよう連絡済みです 2月分 (翌月10日納入期限分) から 日本
とが義務付けられている では、「異勝後の未復収記 でいる。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という	2
分。	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため お

≪市役所から送付するもの≫

【事業主あて】

- ・市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

FRIENCE & A

5 転勤(転職) ~転勤先でも引き続き特別徴収される場合~

Q5 従業員が12月末で関連会社に転勤します。11月分までは特別徴収しましたが、12月からは新しい給与支払者での特別徴収となります。その場合の手続きはどうなりますか?

A5「特別徴収に係る給与所得者異動届」を提出してください。現在の勤務先で上欄を記入していただき、新しい勤務先へ送付してください。また、新たな勤務先で下欄【1.特別徴収継続の場合】に必要事項を記入していただき、市役所へ提出してください。

(村上市ホームページに下図様式の PDF を掲載しておりますので、ダウンロードをしてご利用ください)

記入例

如注意		経代	诗支払幸	報告 収	に係る	3給与	所得	者異	動届出	書							
4 321	0	異動があ	った場合は	に、す	みやかに	提出して	ください	١,	.•		I	年度	1		2. 新年度	3. ī	6年度
一月一日 一月一日 一月一日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			村上市長殿	給 (特別	所在	地 〒 95	8-0000	新						特別遊収報務費 123456 宛名番号 222222			
かの私型ル			13.1.114.000	支収	フリガナ	-				シキガ イシャ			担邀	所属		理係	
	令和	○年11月	月 25 日提出	払数	氏名又は名	称		村上	商事株	式会社			当格	氏名	神林		
デュなはないと				者包	個人番号 又は法人者	号 1 1	1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1	一個人番号の記載に 左端を空標としむ			電話	0254-53		123)
まとう特でで記た別記		フリガナ		7#E	713		Τ,	ア)	(4)	(%)							
で記た烈記 の人才が似れ 間すが	給	氏名		<u> </u>	鮎美		特別的	如双税額	微収済額	未微収税額	異 動 年月日	Д.	動する	中由	P 4	後の未の後収	
の間に退敗してくだ。	ᄪ	生年月日	平成	1 :	7	1 1 7	Ч	税額		(ア)ー(イ)							
戦もいか したという したという したという したという	706	個人番号	2 2 2 2	2 2	2 2 2	2 2 2	2		6 月まで	12 月まで	○ 年	2	1. 選 2. 転 3. 休		赖 1 1.	特別首	収継統
者、務に	<u>"</u> 3	2給者番号					_ 02	.000		5 月まで		L	4. 死	職・長	존 1 1	- 括	89 BZ
未1に数数され	12	1月1日 現在の住所	村上市	5岩》	100元	抻	05,		11 月まで	_ Э да с	11 A	, man	6. 合	少額・不足 併 ・ 解	散		
収得いた	省	異職後の			司上		7	_	41,600_	41,400_	30 B		7. ₹ ભળ-‱	Ø	他 3.		微収 (納付)
収収額がある場合。 で別徴収雑続の場合 いて特別徴収の継続の場合		住所						円	円	P			_		٠, .		
あ継続収の継 物での維 の機合		等別徵収離料 特別徵収額 指 定 看	売の場合 後務者	95	3756	新規)	法人番号	3 3	3 3 3	3 3 3 3	3 3 3	3 3		勤務先へは		6,900	^{円を}
合理機能	新しい動務先(特別徴収義務者)		7			\/		4-1-	1 1 1	2 [3 [3 [3	13:3:3	÷	12		月10日納入期		,
一概報で 技に望く、	放数	所在				7屋〇番		担当者連絡先	所属氏名	村上次	9 7	\neg			よう連絡済みて	?Ŧ.	
微必ずた 収要るこ	粉先者	ブリガ 氏名又は		<u>95 21</u> ≒ 0⊟ 2		<u>ボクショウかん</u> ・コレ ュニ ム		連絡	名		<u>т</u> р		受給者		1626		
す事場。 る項合	_	民名又位	2549 1	有限:	云仁 山	」北商会 ————		先	館 0254	75-8928	内線(45	6)[(的人者の 観の場合の	經過	籔 1.	必要 2	不要
こをに と記は、	2	一括微収の場	基合							収予定月日	(上記 (文予定額		左記の	一括徴収した移	額は、	
競して最	理	1.	異動が令和			一括微収0			, <u> </u>	以下足月日	(上記)	ウ) と	棚		月分(翌月10)日納入與	限分) で
付く顕 けた後	由	むから 2. 番号を 記入	異動が令和	年1月	11日以降で	、特別徵収	の継続の	申出がな	いため	月 日			Ħ	納入し	ます。		
一括徴収することが義務付けられています。 概に必要事項を記載してください。 を望する場合には、「異動後の未徴収税額のてください。	3.	普通徴収の!	\$合									※ 市					
いま観	理	1.	異動が令和							66 /A\ 10**	ne zeut	ト					
す。 額	由	### 2.				れるべき給与	サメは退場	行当号(D額が未徴収税	ぬ(ワ)以下	CØ 67240	※市区町村紀入町					

≪市役所から送付するもの≫

【事業主あて】

- 市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)
- ※ 納入書は送付しませんので訂正してご使用ください。(訂正のしかたは4ページへ)

【転勤先の事業主あて】

市民税・県民税の決定(変更)通知書(事業主用)

7. 指定通知書 様式

ゆうちょ銀行または郵便局で納入いただく際に、窓口で「市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局指定通知書」を求められる場合があります。必要に応じて切り取りまたはコピーをしてお使いください。

また、村上市ホームページからも様式をダウンロードいただけます。

94 4 (控え) 銀行(郵便局)に提出してください。 取扱い金融機関として指定する必要があります。 する場合、ご利用いただくゆうちょ銀行(郵便局)を村上市の特別徴収納入金 所在地 ₩ なお、翌月以降の納入時には「指定通知書」の提出は不要です。 【新潟県・長野県以外の郵便局で納入される場合】 初回納入時に右の「指定通知書」を納付書に添えて、ご利用になるゆうちょ 新潟県および長野県内以外に所在のゆうちょ銀行(郵便局)を利用して納入 下記にも提出先のゆうちょ銀行(郵便局)をご記入のうえ、控えとして保管願い 袮 納入指定ゆうちょ銀行(郵便局) ゆうちょ銀行 ω 10

取まとめ局

長野貯金事務センター